

第55号議案

春日市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正による会計年度任用職員制度の創設等に伴い、会計年度任用職員の分限に係る休職の期間等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲」とする。

第5条第2項中「第25条」の次に「(他の条例において準用する場合を含む。)」を加える。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。